

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和3年10月12日開催 主要行等]

1. 事業者支援について

- 9月30日に緊急事態宣言が解除されたが、コロナの影響は引き続き懸念されるところ、事業者支援について申し上げる。
- コロナ対策については、引き続き、事業者への資金繰り支援と感染拡大防止の両面から取り組んでいただいていることに改めて感謝申し上げます。
- その上で、9月10日、関係省庁から官民金融機関へ「事業者の実情に応じた資金繰り支援等の徹底について」要請させていただいたところであるが、現場の職員の方々までしっかりと浸透させることが極めて重要であり、事業者の要望等にも真摯に向き合いながら、事業者支援に万全を期していただくよう改めてお願いしたい。
- 今後は、経済活動が徐々に再開されていくことが期待される。個々の事業者により、コロナの影響と回復の行方は様々であるので、地域に根差した金融機関が、地域経済と事業者の状況を丁寧に把握し、最適な支援を行っていただくことが重要。資金繰り支援にとどまらない様々な課題に直面する事業者に対し、地域の関係者と連携して、経営改善・事業再生・事業転換支援等の取組みを進めていただきたい。

2. 貸出条件緩和債権の判定に係る実抜計画の柔軟な取扱いについて

- 金融機関が返済猶予等の貸出条件の変更を行ったとしても、融資先企業がいわゆる「実抜計画」を策定した場合には、当該貸出金を貸出条件緩和債権には該当しないものとして取り扱うことができる。
- これについては、9月10日に各協会等に宛てて発出した要請文において、コロナによる影響の全容が見通し難いこと等を踏まえ、その柔軟な取扱いも差し支えない旨を明確化したところ。

- 10月8日、この「柔軟な取扱い」についての基本的な考え方として、
 - ・ コロナの影響収束の見通しが立つまでの期間等を加味して、合理的と考えられる範囲において、実抜計画の期間を延長することや、(3年や5年よりも)長期の期間設定とすること、計画策定までの期限を「最長1年以内」に限らず猶予すること、
 - ・ コロナ以前の実績や一定の仮定の下で簡易に推計した想定を用いることで、コロナの影響収束後の見通しが立つまでの間、実抜計画として取り扱うこと

などが考えられることを日本公認会計士協会等とも調整を行った上で、実例とともにQ&A形式で整理・公表した。

- 本資料も参考にしつつ、引き続き、事業者に寄り添った資金繰り支援を徹底していただきたい。

3. 『自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン』を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則』の運用について

- 昨年12月1日に『自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン』を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則』の適用が開始され、申込みが相応になされているところ、貴協会においても本特則を活用した個人債務者の支援に尽力いただいていることに感謝申し上げます。

- 本特則の運用に際しては、これまで、
 - ・ 債務整理の対象債務についても、例えば、2020年2月2日以降の住宅ローンや2020年10月31日以降の債務を、一律に対象債務と認めないといった硬直的な運用とならないよう、個別債務者ごとの事情を十分に勘案し、債務者の生活の再建のための柔軟な支援に努めること

などを要請させていただいている。

こうした要請を踏まえ、引き続き、登録支援専門家やガイドライン運営機関と連携し、債務者の生活の再建のために適切な対応に努めていただきたい。

- なお、委嘱された登録支援専門家からの提案が弁済額ゼロ円であることをもって、具体的な理由を提示することなく、不同意とされたとの声も聞いている。

仮に不同意との判断に至った際には、登録支援専門家に対し不同意に至った理由を明らかにし、ガイドラインの趣旨に沿った説明責任を果たしていただくよう重ねてお願いしたい。

4. 経営者保証に依存しない融資の促進について

- 10月5日、金融庁では、「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る組織的な取組み事例集を公表した。
- その中では、例えば、中期経営計画で無保証融資割合の目標を設定、公表した事例などを紹介している。
- 特に自行の取組状況に鑑みて、不十分と考えている金融機関においては、こうした事例も参考にしながら経営者保証に依存しない融資の一層の促進に努めていただきたい。
- 経営者保証については、今年度の成長戦略実行計画等でも挙げられるなど、社会的な関心の強い分野であり、引き続き更なる取組みをお願いする。
- なお、金融庁としては、「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績等を踏まえ、特に無保証融資割合の低い金融機関については、個別にフォローアップヒアリングを行っていく。その際には、事業性評価に対する取組みなど、金融仲介機能の発揮のための方策についても合わせて伺うことを考えている。

5. 「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」に開催について

- 10月25日に、「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」第4回を開催する。8月に貴協会の融資部会委員行にご協力いただいたアン

ケートの結果等を踏まえ、制度設計や実務上の課題などについて議論を行う予定。

- アンケートでは、当局が事業成長担保権の活用を強制しないようにとの要望もいただいた。各金融機関においては、多様な経営環境の下で、各々のビジネスモデルの構築を進めていると承知している。金融庁としても、事業成長担保権は、選択肢の一つとしては是非活用していただきたいが、活用を画一的に求めることは全く不適當と考えている。
- より良い実務の発展に向けて、この他にも、忌憚なく意見をお寄せいただきたいと思っており、引き続き、協力をお願いしたい。

6. REVICareer(レビキャリア)の本格稼働について

- 金融庁は、昨年度より「地域企業経営人材マッチング促進事業」を開始。大企業から地域の中堅・中小企業への人の流れを創出し、地域企業の経営人材確保を支援している。
- 足元では、地域経済活性化支援機構(REVIC)に整備する大企業人材の情報登録システム(通称「REVICareer(レビキャリア)」)が、10月1日より本格稼働を開始した。今後は、レビキャリアに登録されている大企業人材に対して、有料職業紹介事業の許可を受けている地域金融機関等からアプローチすることが可能となる。
- 主要行等には、レビキャリアへの登録にあたり、多大な協力をいただき感謝申し上げます。来年1月以降は、地域金融機関等から登録された求人票を、レビキャリア上で大企業側からも閲覧できるようになる予定であり、人材登録の参考としていただければ幸い。引き続き、本事業へのご理解・ご協力をお願いしたい。

7. 国連安保理決議の着実な履行について

- 10月4日、国連安全保障理事会の北朝鮮制裁委員会の専門家パネルが、2

月から8月にかけての加盟国による北朝鮮制裁の履行状況等の調査結果と加盟国への勧告を取りまとめた中間報告書を公表した。

- 同報告書に記載・言及のある企業・個人については、安保理決議の実効性を確保していく観点から、各金融機関において、
 - ・ 当該企業・個人に対する融資や付保などの取引が存在するかどうかに関する確認
 - ・ 取引がある場合には、同報告書で指摘されている事案に係る当該企業・個人への調査・ヒアリング

などに、しっかりと対応いただく必要があると考えている。

その上で、同報告書への掲載そのものは、当該企業・個人が制裁対象と認定されたものではない点に留意していただくとともに、上記の確認や調査結果を踏まえ、適切に顧客対応を行っていただくようお願いする。

8. 的確な与信先の実態把握に基づいた与信管理について

- 主要行の与信費用については、政府の支援や主要行をはじめとする金融機関の積極的な金融仲介機能の発揮もあって、総じて想定範囲内で推移していると認識している。
- 他方、コロナ影響の長期化に加え、足下では半導体の供給不足をはじめとするサプライチェーン問題の深刻化等に起因して、企業業績が予想よりも悪化する事態への対処が必要となる場合も想定される。
- 様々なリスクシナリオも考慮しつつ、与信先の実態を的確に把握したうえで、適切な金融仲介機能の発揮に努めるとともに、十分な与信管理を行うことが重要であり、引き続き、これらについて緊密に意見交換していきたい。

9. フォワードルッキングな市場リスク管理について

- 足下、資源価格上昇等に伴うインフレ懸念の強まりや、各国金融政策の動向、不動産市場の変調等に伴う中国経済への懸念などから、国内外の金融市

場のボラティリティが高まっている。

- このような不確実性も念頭に置きつつ、経済や金融政策動向についてのフォワードルッキングな認識・対応を含めた、適切なリスク管理が重要であり、引き続き、これらについて緊密に意見交換していきたい。

10. システムリスク管理態勢の強化について

- 金融機関が安定したシステム稼働を確保することは、我が国の金融システムに対する信頼の維持及び利用者保護の観点から、非常に重要。
- システム障害が自らの経営や顧客に与えるインパクトを正しく認識した上で、
 - ・ 重大なリスクの未然防止に必要な対策を講じることや、
 - ・ 万が一、リスクが顕在化した場合でも、顧客影響を最小化し、迅速に業務復旧できる態勢を整備することが必要。
- 機器点検や切替訓練を行うなど、システムリスク管理態勢の強化に努めていただきたい。

11. 規制報告の一元化、明細データの収集・活用に係る検討について

- 昨年 10 月の自民党金融調査会の提言を踏まえ、金融機関の負担軽減とモニタリングの高度化の観点から、①既存の計表の統合・廃止、②提出先の一元化を進めることに加え、③中長期的な観点から、従来の集計データよりも粒度の高いデータ（明細データ）の収集・管理の枠組みや利活用の方策について検討を進めていく予定。
- 計表の統合・廃止については、いただいた要望も踏まえ、日本銀行や業界団体とも連携しながら、計 20 計表の統合・廃止を決定した。

- 提出先の一元化については、金融機関が金融庁、日本銀行その他の業界団体等に提出している同一の計表・報告書類について、金融庁に提出窓口を一本化し、金融庁から日本銀行や業界団体等にファイルを共有するためのシステム開発を進めている。共有対象となる計表の範囲や共有のタイミングについては、現在検討を進めているところであり、進捗状況については順次報告する。
- 明細データについては、まずは法人企業向け貸出に関するデータを対象に、モニタリング実務での利活用や効率的なデータ収集・管理の枠組みの検討を進める方針。また、その過程で、一部の既存計表の代替可能性についてもあわせて研究を行いたい。今後、密に意見交換を行いながら進めていきたいと考えているので、協力をお願いしたい。

12. 内部モデル手法等の承認申請にかかる意向調査について

- 最終化されたバーゼルⅢの国内実施に向けて、9月28日よりパブリック・コメントを開始。告示改正案について、関係者から、意見をお寄せいただきたい。
- なお、新規制の下、市場リスク計測における内部モデル手法やその他特定の手法の採用を希望される場合には、予め所定の審査を受け、金融庁長官の承認を得る必要がある。
- まずは、2023年3月末から新規制の適用を受ける金融機関^(注)において、承認を希望する意向があるのか、調査を行いたいと考えている。詳細は近日中に連絡するので、協力をお願いしたい。

(注) 主に国際統一基準行及び内部モデルを採用する国内基準行。

13. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策について

《マネロン等対策に関する半期フォローアップアンケートについて》

- マネロン等対策については、4月に、各金融機関に「マネロン・ガイドラ

イン」で対応を求めている事項について、2024年3月末までに対応を完了させるため、対応計画を策定し、適切な進捗管理の下、着実な実行を図ることを要請。

- 今般、各金融機関において進められているマネロン態勢の整備について、9月末時点での進捗状況を確認させていただくために、各金融機関にフォローアップアンケートを送付したところ。
- マネロン等対策は重要な課題であり、引き続き協力をお願いしたい。

14. サステナブルファイナンス有識者会議について

- 9月22日、第9回目のサステナブルファイナンス有識者会議を開催。
- 同会議では、
 - (1) 「企業開示の充実」、「市場機能の発揮」、「金融機関の投融資先支援とリスク管理」といった今後のサステナブルファイナンスの取組みの全体像、
 - (2) 特に「市場機能の発揮」に関して、ESG関連債等の情報を集約するものとして日本取引所グループ(JPX)が整備するプラットフォームのあり方や、プラットフォームを通じてわが国としてグリーンボンド等の適格性を認証していく枠組みのあり方などについて、議論をいただいた。委員からは、特に市場整備について、
 - ・ わが国のESG関連の債券・企業情報などは必ずしも集約化されておらず、プラットフォームにおいて情報を一元化することは投資家・金融機関等にも意義があるのではないか、
 - ・ 一方で、認証枠組みについては、国際的議論、産業別ロードマップなどの国内の様々な検討それぞれが重要で、これを踏まえていく必要がある、といった意見があった。
- 市場環境の整備を通じて、トランジションを含めた日本企業の取組みが適切に評価され、国内外の成長資金がこうした取組みに活用されるよう、更に検討を進めていく所存。引き続き積極的に議論に参画いただけると幸

い。

(以上)